

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

大磯町火災予防条例（昭和37年大磯町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- （6） 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年5月28日提出

大磯町長 中 崎 久 雄